

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則

平成19年2月2日 規則第6号

平成19年3月23日 規則第8号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般競争入札（第2条—第16条）

第3章 指名競争入札（第17条—第19条）

第4章 随意契約（第20条—第24条）

第5章 せり売り（第25条）

第6章 契約の締結（第26条—第38条）

第7章 契約の履行の確認（第39条—第44条）

第8章 雑則（第45条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う売買、貸借、請負その他の契約については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 一般競争入札

（参加者の資格）

第2条 広域連合長は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

2 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その

者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量について不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第3条 広域連合長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。

2 広域連合長は、前項の規定により資格を定めたときは、速やかに告示するものとする。

第4条 広域連合長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者に

つき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(公告)

第5条 広域連合長は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）に係るものを一般競争入札に付そうとするときは、第3項に掲げる事項をその入札期日の前日から起算して10日前までに公告する。ただし、急施を要する場合においては、入札期日の前日から起算して5日前までとすることができる。

2 広域連合長は、建設工事以外に係るものを一般競争入札に付そうとするときは、次項に掲げる事項をその入札期日の前日から起算して5日前までに公告する。ただし、急施を要する場合においては、入札期日の前日から起算して3日前までとすることができる。

3 前2項の公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 入札に付そうとする事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他必要な事項

(入札保証金)

第6条 一般競争入札に付する場合においては、入札に参加しようとする

者をして、その者の見積る契約金額の100分の3以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。

2 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加することができる資格を有する者で、過去2箇年の間に広域連合、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき。

(3) 一般競争入札に参加することができる資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 広域連合長は、前項第1号の規定により入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出させなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第7条 前条第1項の規定による入札保証金の納付は、長崎県後期高齢者医療広域連合会計規則（平成18年広域連合規則第10号）第2条第1項第1号に規定する有価証券の提供又は銀行若しくは広域連合長が確実に認める金融機関の保証をもって代えることができる。

（入札保証金の還付）

第8条 入札保証金（前条の規定によりその納付に代えて提出された有価証券を含む。以下同じ。）は、開札が終了したとき、又は広域連合の都合により入札の執行を延期し、中止し、若しくは取り消したときに還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付する際に還付する。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金に充てることができる。

(予定価格)

第9条 課長は、一般競争入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格書(様式第1号)を封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、あらかじめ予定価格を公表したときは、当該予定価格書を封書にしないものとする。

2 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う請負、製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札書の提出等)

第10条 一般競争入札に付する場合には、入札書(様式第2号)を指定の日時までに指定の場所に提出させなければならない。この場合において、第6条第2項第2号及び第3号の規定に該当する者以外の者に対しては、納付に係る入札保証金の領収証書等の提示を求めなければならない。

2 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出させなければならない。

3 入札しようとする者又は前項の代理人には、当該入札に対する他の入札しようとする者の代理をさせてはならない。

(入札の無効)

第 1 1 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のないものが入札をしたとき。
- (2) 入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札者が同一事項について 2 通以上の入札をしたとき。
- (4) 2 人以上の者が入札を代理したとき。
- (5) 入札者が他の入札者の代理をしたとき。
- (6) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (7) 入札に際し、不正の行為があったと認められるとき。
- (8) 入札書に記名押印のないときその他必要な記載事項を確認できないとき。
- (9) 入札保証金が所定の額に達しないとき。

(入札の排除等)

第 1 2 条 入札者のうち、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、この者の入札を排除し、及び入札場外に退去させることができる。

- (1) 入札に当たって、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる者
- (2) 入札者がその場所で契約を締結することを妨げた者

(落札者への通知)

第 1 3 条 落札者の決定をしたときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合の手続等)

第 1 4 条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価

格をもって入札した者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認め、その者を落札者としないうち、最低の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするときは、意見を付した文書により上司の意見を求めて落札者を決定しなければならない。

2 前項の規定により落札者を決定したときは、最低の価格をもって入札した者で落札者とならなかった者に、必要な通知をするとともにその他の者にも落札者が決定した旨を通知しなければならない。

3 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることができる。

(最低制限価格)

第15条 前条第3項に規定する最低制限価格を設ける場合には、第9条の規定により決定した予定価格の10分の8.5から3分の2の範囲内において定めるものとする。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第9条第1項の規定による予定価格書に併記しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第16条 広域連合長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が

契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第5条の規定による公告の期間を3日までに短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札に参加する者の資格)

第17条 第2条の規定は、指名競争入札に参加する者の資格について準用する。

2 広域連合長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他広域連合長が定める契約について、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、第3条第1項に規定する事項を要件とする資格を定めるものとする。

3 第3条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

4 第4条の規定は、広域連合長が必要と認める指名競争入札に参加する者の資格に準用する。

(指名競争入札に参加する者の指名等)

第18条 広域連合長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、なるべく3人以上の者を指名するものとする。

2 前項の場合においては、広域連合長は、第5条第3項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

(準用)

第19条 第6条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

2 第5条の規定は、広域連合長が必要と認める指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約の限度額)

第20条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、次に掲げる額以下の額の予定価格の契約とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約によることができる場合の手続)

第21条 令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約による契約を締結しようとし、又は締結した場合の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書の徴取)

第22条 随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、1件の予定価格が5万円以下のとき又は特別の理由により広域連合長がやむを得ないと認めるときは、1人の者の見積書をもって代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書をとる暇が

ないとき。

- (2) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録を購入するとき。
- (3) 価格、送料等が表示されている図書を購入するとき。
- (4) 専売品等で価格が公定しているものを使用し、又は購入するとき。
- (5) 1件5万円以下の修理（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に規定する継続検査を除く。）をするとき。
- (6) その他特別の事情があると認められるとき。

（予定価格書の作成）

第23条 随意契約による場合は、あらかじめ第9条の規定に準じて予定価格書を作成しなければならない。ただし、前条第2項各号に該当するとき及び予定価格が第20条各号に定める額以下の契約については、この限りでない。

（準用）

第24条 第2条及び第3条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、広域連合長が特別の理由があると認める随意契約の場合については、この限りでない。

第5章 せり売り

第25条 広域連合長は、動産の売払について、せり売りに適していると認めるときは、せり売りに付することができる。

2 第2条から第8条までの規定は、前項の場合に準用する。

第6章 契約の締結

（締結の期限）

第26条 第13条の規定による通知をしたとき又は随意契約若しくはせり売りにより契約の相手方の決定をしたときは、当該通知又は決定をした日から7日以内に当該落札者と契約を締結しなければならない。ただ

し、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、その期限を延長することができる。

2 落札者が、前項の期限までに契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、広域連合に帰属するものとする。

(契約書)

第27条 契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保の責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 契約は、契約の当事者がともに当該契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

3 広域連合長は、契約書に関し必要があるときは、その標準となるべき書式を別に定める。

4 前項の書式が定められたときは、当該書式に準拠して契約書を作成するものとする。

(契約書の作成の省略等)

第28条 前条の規定にかかわらず、建設工事に係る契約（建設工事に係る業務委託の契約を含む。以下同じ。）以外の契約で次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が50万円（工事又は製造の請負契約にあっては130万円）以下の指名競争契約又は随意契約（単価契約を除く。）をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。
- (5) 電気事業者、ガス事業者又は水道事業者から電気、ガス又は水の供給を受けるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、広域連合長が必要がないと認めるとき。

(請書の徴収)

第29条 広域連合長は、前条第1号又は第6号の規定により契約書の作成を省略する場合において、その契約が工事又は製造の請負契約（修繕の契約を除く。）のときは、請書を徴しなければならない。

(変更契約書の作成)

第30条 第28条の規定により契約書の作成を省略した場合を除き、契約を変更しようとするときは、変更契約書を作成し、契約の当事者がともに当該変更契約書に記名押印しなければならない。ただし、前条の規定により請書を徴した場合にあっては、変更契約書を作成し、又は変更

請書を徴しなければならない。

(仮契約の締結)

第31条 議会の議決を要する契約（契約の変更を含む。）については、議会の議決を得たときに本契約を締結することを内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該仮契約の契約書は、議会の議決を得たときに本契約の契約書とみなすものとする。

2 広域連合長は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を仮契約の相手方に通知しなければならない。

(契約保証金)

第32条 契約を締結する場合においては、その契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに該当する担保の提供をもって代えることができる。

(1) 長崎県後期高齢者医療広域連合会計規則第2条第1項第1号に規定する有価証券

(2) 銀行、広域連合長が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 契約金額を変更した場合においては、その割合により契約保証金を納付させ、又は還付することができる。

(契約保証金の免除)

第33条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とした履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第3条、第17条及び第24条に規定する資格を有する者と契約（建設工事に係る契約を除く。）を締結する場合においては、その者が過去2箇年の間に広域連合、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品の売買、貸借又は修理の契約を締結する場合において、契約の相手方が第3条、第17条及び第24条に規定する資格を有し、かつ、契約の履行をしないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約（建設工事に係る契約にあつては契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと広域連合長が特に認めるときに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (6) 他の法令に基づき延納が認められる場合において、連帯保証人を立てたとき、又は確実な担保の提供があったとき。
- (7) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (8) 国又は他の地方公共団体と契約をする時。

（契約保証金の還付）

第34条 契約保証金は、契約履行後に還付する。

（違約金）

第35条 広域連合と契約をした者（以下「契約者」という。）が契約の履行を遅滞したときは、当該履行を遅滞した日数に応じ、契約金額（既

済部分又は既納部分がある場合は、当該部分に対する金額を契約金額から控除した金額）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の違約金を徴収しなければならない。ただし、天災その他の理由により広域連合長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の違約金は、契約代金を支払う際に徴収するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第36条 契約者には、契約によって生ずる権利又は義務を譲渡承継させ、若しくは担保に供し、又は工事、製造若しくは供給を一括して他人に請け負わせ、若しくは委任させてはならない。ただし、特別の理由により広域連合長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（契約の変更等）

第37条 広域連合長は、必要があると認めるときは、契約者と協議して契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

（契約の解除）

第38条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約者の責めに帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当の理由がないのに契約履行の着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- (4) 広域連合長から監督若しくは検査を命ぜられた職員が法第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務執行を

妨げたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、その旨を契約者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、既済部分、既納部分及び現場に搬入した工事用材料のうち、検査に合格したものに対しては、別に定める方法により算定して得た金額を支払って、これを広域連合の所有とすることができる。

第7章 契約の履行の確認

(監督職員及び検査職員の指名等)

第39条 広域連合長は、法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「監督職員」という。）又は検査に当たる職員（以下「検査職員」という。）を置き、監督職員・検査職員指名簿（様式第3号）により指名するものとする。

(監督職員の一般的職務)

第40条 監督職員は、工事、製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等の作成をし、又は契約者が作成したこれらの書類を審査し、承認するものとする。

2 監督職員は、請負契約の履行について立ち会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、及び契約者に対し必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、その監督の内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

4 監督職員は、監督の実施に当たっては契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督によって知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第41条 検査職員は、工事、製造その他についての請負契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。）のため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。

2 検査職員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査するものとする。この場合において、物件の買入れの契約に係る検査の実施に当たっては、原則として、契約者に納品書を添付して当該物件を納入させ、かつ、検査職員2人により行わなければならない。

3 前2項の場合において、検査職員が必要があると認めるときは、取り壊し、若しくは分解し、又は試験して検査をするものとする。

4 検査職員は、第1項又は第2項の規定による検査の実施に当たっては、契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。

5 検査職員は、第1項から第3項までの検査の結果、当該検査に合格しない部分があるときは、契約者をして指定した日までにこれを補修させ、又は改造させる等必要な措置を行わせ、再度検査をしなければならない。

(検査結果の報告)

第42条 検査職員は、前条に規定する検査を終了したときは、その結果を別に定める検査報告書により広域連合長に報告しなければならない。

ただし、契約金額が50万円（工事又は製造の請負契約にあつては130万円）以下の場合又は物品の購入若しくは修理の場合は、支出命令書（概算払をした契約にあつては精算報告書）に所要事項を記載し、かつ、押印することをもって、検査報告書に代えることができる。

（部分払）

第43条 広域連合長は、給付の完了前において、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分については、次に掲げる金額の範囲内で部分払することができる。

(1) 工事又は製造については、既済部分に相応する請負代金相当額×
(9/10 - (前払金額/請負代金額))

(2) 物件の購入については、その既納部分に対する代価に相当する額

2 広域連合長は、工事又は製造の既済部分が明確に分割できるものにあつては前項の規定にかかわらず、既済部分に対する代価の全額を支払うことができる。

（火災保険等）

第44条 契約者は、広域連合長が必要があると認める建設工事に係る契約その他の契約について、仕様書、設計書等で定めるところにより工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）に付し、当該保険証券等を広域連合長に提出しなければならない。

第8章 雑則

（補則）

第45条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

様式第2号(第10条関係)

入 札 書														
										年 月 日				
(あて先)長崎県後期高齢者医療広域連合長														
住 所														
商号又は名称														
										氏 名 ㊟				
次のとおり入札します。														
入札金額		百	十	億	千		百	十	万	千		百	十	円
物件工事名														

様式第3号(第39条関係)

事務局長	課長	係長	係員	職名	氏名	指名			職務の内容	備考
						年	月	日		

監督職員・検査職員指名簿